井伊直政家臣団の形成と徳川家中での位置

はじめに

と考えている。

と考えている。

と考えている。

と考えている。

と考えている。

と考えている。

と考えている。

は常期にかけての変化、或いは徳川家内での位置

は対の目的は、井伊直政の家臣団編成を中心として、その形成

まり、井伊直政自身を視点の中心とした、直政家臣団の構造的把握まっている(煎本 一九六一、根岸 二〇〇〇、小池 二〇〇一)。つである。しかし、戦国期の徳川家自身の家臣団編成の一事例としての視点や(北島 一九六五、煎本 一九七九、一九九八)、それに関に大者衆などの家康「馬廻衆」の形成に関して触れられるに留の視点や(北島 一九六五、煎本 一九七九、一九九八)、それに関編成については、戦国期から近世初頭にかけての井伊直政家臣団のである。しかし、戦国期から近世初頭にかけての井伊直政家臣団の構造的把握して、東して、東の視点の中心とした、直政家臣団の構造的把握して、東の視点の一九として、東の視点の中心とした、直政家臣団の構造的把握して、東には、「神田の一人として、東の視点の情造のには、「神田の一人として、東の視点の中心とした、直政家臣団の構造的把握に、「神田の一人として、「中国の一人として、「中国の一人として、「中国の情造的把握

小宮山 敏 和

関係を考える上で一つの重要な要素になると思われる。関係を考える上で一つの重要な要素になると思われる。別がようになる背景には、本論で詳述するように家康自身による井伊家家臣団の編成という側面が要因の一つとして考えられるのではないだろうか。井伊家家臣団の構な性格を求めたのか、或いは江戸て、家康が井伊家家臣団にどの様な性格を求めたのか、或いは江戸て、家康が井伊家家臣団にどの様な性格を求めたのか、或いは江戸で、家康が井伊家家臣団にどの様な性格を求めたのか、或いは江戸ではないだろうか。井伊家家臣団の構造と性格を求めたのか、或いは江戸ではないだろうか。井伊家の位置付けを解明する上で有効ではないかと考えている。またこれらの問題は、その後の幕府と譜代藩のいかと考える上で一つの重要な要素になると思われる。

二 天正十年から同十八年までの状況

家中における政治的位置付け等には、前提として触れるに止めてお

尚、本論文では、中世末期までの井伊家の状況や井伊直政の徳川

く。その点あらかじめご了承願いたい。

①天正十八年までの直政の部将・領主的状況

井伊直政家臣団の形成と徳川家中での位置

鈴木三郎太夫重路とおなじく井伊直政に属す。」として、ここでも「ffカ) (ffカ) 二年長久手陣の時、鳴海にをいて仰を蒙り、菅沼次郎右衛門忠久、 修諸家譜』(以下『寛政譜』と略) 井伊直政条では、 該当部分は 伊谷三人衆の付属については、諸書によって異同がある。『寛政重 平兵衛重好)を与力として付けられたことがわかる。ただ、この井 伊谷と井伊谷三人衆(菅沼次郎右衛門忠久、近藤石見守秀用、鈴木(8) ので、これによると主に遠江国引佐郡内に七百四十石余り所領を である『侍中由緒帳』(以下『由緒帳』と略) 菅沼次郎右衛門や同鈴(1)) 天正十二年に付属したとなっている。しかし、井伊家編纂の由緒書 天正十二年に書かれている。また、同近藤秀用条では、「(天正) 十 まふ。又井谷三人の衆を与力につけらる。」 とあり、 本領である井 以下同じ)ハ先祖歴代の旧地たるにより、すなはちこれをくだした 系図伝』(以下『寛永譜』と略) によれば、「且井谷 (井伊谷-著者注) まず、天正三年の家康家臣への召し出し以降であるが、『寛永諸家 ら、天正十年六月の本能寺の変までの状況について見ていきたい。 に答えを与えるような史料は見つかっていないが、井伊谷の所領に になっている。この様な付属時期の違いについて、今のところ明確 木平兵衛条では、天正三年に井伊谷三人衆が直政に付属されたこと ついては次のような史料がある。まず、井伊直政所領注文というも 「先祖歴代の旧地井伊谷をたまふ。」として、井伊谷三人衆の付属は 最初に、天正三年(一五七五)の家康家臣への召し出し以降か

> 三岳村・久留米木村・渋川村などの検地帳には、「近平右方」・「鈴 もある。この時期の直政の所領に関しては、他に井伊谷以外にも え始めた天正三年二月に、所領の移動がいくらかは行われた可能性 木平兵衛持分の屋敷が他所に替え地となっており、直政が家康に仕 が、天正十七年四月二十日付瑠聞証文によると、天正三年二月に鈴 地にかからない部分で所領が設定されたのではないかと考えられる 井伊谷の中で、既に井伊谷内に所領を持っている井伊谷三人衆の領 年に家康より下されているから、直政の所領拝領より以前からあっ(8) のが確認される。この井伊谷三人衆の井伊谷での所領は、永禄十 近藤石見守秀用(元平右衛門)、鈴木平兵衛重好と思われる記述や、 平兵方」・「菅次郎右方」など井伊谷三人衆の菅沼次郎右衛門忠久、 (ほ) (ほ) (ほ) (ほ) か国検地と呼ばれる検地の時にも、引佐郡井伊谷の内、竜潭寺領(あった可能性もあるが、今のところ確認できていない。 たことがわかる。つまり、直政の所領としては、基本的には旧領の 「菅沼次郎右衛門方」など明らかに井伊谷三人衆の所領とわかるも

人ニ被

の所領が設定されたことが窺われる。さらに、天正十七年からの五

仰付、」として、井伊谷三人衆の領地はそのままで、 直政

わかる。 頭を出すように、木俣守勝でも出すようにという内容であることが 康書状である。これを見ると、「そのはうの同心の物主」、「まづは(②) される、信州高遠口の押さえとしての出陣を指示した井伊直政宛家 属以外にも、同心衆の存在を示唆する史料がある。天正七年と推定 清三郎(木俣守勝)かたれにても」を遣わせとして、直政の所の物 この時期の直政「家臣団」については、前述の井伊谷三人衆の付 この直政の所の物頭を出すようにということから、木俣守

伊谷二而、初而御知行御頂戴被遊候節、井伊谷三人衆領地其侭御附 れば、「天正三己亥年、(平出)直政様江、従(台頭)家康様遠州井 持っていたことがわかる。また、『由緒帳』菅沼次郎右衛門条によ

勝以外にも物頭が存在していたことが推測される。『寛政譜』など

令中物頭単位で指定してくることから、物頭単位で把握しているとのではないかと思われる。次に、今度は逆に物頭を出せということから、直政は出陣する必要がない或いは出陣していないということのではないかと思われる。次に、今度は逆に物頭を出せということのではないかと思われる。次に、今度は逆に物頭を出せということのではないかと思われる。次に、一次には一次にも、正郷藤左衛門正友、椋原次右衛門政によれば、木俣守勝以外にも、西郷藤左衛門正友、椋原次右衛門政

いかと思われる。 こ人衆とともに木俣等の「物主」統制下の同心衆がいたものと思わ ことから考えると、この時期の「家臣団」は、かなり小規模である ことから考えると、この時期の「家臣団」は、かなり小規模である ことから考えると、この時期の「家臣団」は、かなり小規模である ことから考えると、この時期の「家臣団」は、かなり小規模である ことから考えると、この時期の「家臣団」は、かなり小規模である ことから考えると、この時期の「家臣団」は、かなり小規模である ことから考えると、この時期の「家臣団」は、かなり小規模である は、かなり小規模である 考えられる。

このように、この時期の直政「家臣団」の構成としては、井伊谷

官位的にも最終的には天正十六年四月までには少なくとも「侍従」四五通)を占めているということを確認することが出来る。また、 の奉者について、天正十年から翌十一年までの間で見てみると、 直ず、旧武田家家臣で家康の家臣となった者に対する所領安堵状などがある。これについては、ここでは確認する程度にとどめる。まが、一つ目としては、直政の徳川家中における地位的な上昇い。まず、一つ目としては、直政の徳川家中における地位的な上昇い。まず、一つ目としては、直政の徳川家中における地位的な上昇い。まず、一つ目としては、直政の徳川家中における地位的な上昇い。

次に、直政への武田家遺臣の付属と知行地拝領があるが、まずはとしてあげられるだろう。ている。この様なことが、直政の徳川家中における地位的上昇の例となっていることは確認され、徳川家中で最も高い位置付けとなっ

『寛政譜』の記述の検討から入っていきたい。それによると、(22)次に、直政への武田家遺臣の付属と知行地拝領があるが、まずは

条・山縣・土屋・原四組の士卒をつけられ、領地四万石をたまあるによりて、甲州へ御入国のとき、武田家来のさふらひ一尉・西郷藤左衛門尉、此三人を家老につけられ、いよいよ勲功「そのゝち大権現近仕の士木俣清左衛門尉守勝并椋原次右衛門

ハりて一組の将となる。」

注目してみよう。『木俣土佐紀年自記』(以下『木俣自記』と略)と(タイ) であるが、この中に、 いう、守勝が晩年になって自身のことを編年で書いたとされるもの なっている。ここで、この後直政に付属された木俣清左衛門守勝に

「家康公又思召ハ、武田家浪人武勇の侍共、外に散らさす、御扶 (縣) て、何レも御禮申上ル、家康公此侍を井伊兵部少輔直政與力ニ 者として、守勝ニ差加られ、則甲州ニ遣し、諸士を説しむ、守 持可被成思召にて、則成瀬吉右衛門、日下部兵右衛門を以案内 土屋、原四組侍勇名有者、皆濱松に来、守勝是を披露し

て甲州に行って、武田の旧臣を誘った。結果的に元一条、山懸、土として、守勝が成瀬吉右衛門正一・日下部兵右衛門定吉を案内とし

屋、原四組の侍が濱松に来て、守勝が家康に披露したということが 書かれている。また、『由緒帳』木俣清左衛門条を見てみると、「百

『由緒帳』を使って関東出身という由緒の者を見てみる。 すると、 らは具体的に百五六十人を連れ帰ったとしている。さらに、同様に 五六拾人召連帰」として、大体『木俣自記』と同様の内容で、こち し、或いは付属させられた例は少数しか見いだせない。つまりこれ(%) 直政に出仕した年代が判明する者のほとんどが、出仕時期は天正十 は、天正十八年に直政が上州箕輪に入部して以降、上州の地名を冠 八年以降であり、逆に天正十年から十八年の間に、直政に召し出

> と考えられ、旧武田家家臣などを主体とした直政同心衆の人数とし と考えると、この時期はさらに多くの武士が直政同心衆として編成 入部して以降の、ある時期における人数を表しているのではないか されていたことが推測される。 ては、木俣守勝が集めた甲州武士の人数だけでも百五六十人になる

しては、この『寛政譜』などの家臣団の人数は、直政が上州箕輪に

譜』では、「駿河国安倍郡鷹峰にをいて加恩の地をたまひ、四万石 には直政の知行地は変化したのであろうか。前出のように、『寛政 「同(天正)十一未年、(平出)権現様思召を以、於駿州阿部方上之 ていない。また『由緒帳』川手主水家条を見てみると、初代良則は 譜』には、「四万石」の記述はあるが、、場所については特に書かれ を領し、」となっている。では、他の史料ではどうだろうか。『寛永

十年以前については前述しているので触れないが、では、それ以降

二つ目としては、直政の知行地についてみていきたい。既に天正

藤彦兵衛家条では、「直政様御代、駿州方名上二而被召出候由申伝 部方上之庄鷹ヶ峰」という地名をあげている。また、『由緒帳』加 庄鷹ヶ峰、(平出)祥寿院様(直政)江御附被下置、」として、「阿 であろうか。まず、「鷹ヶ峰」であるが、この地名は今のところ、 れぞれ異なっているが、ではそれぞれの地名を考えてみるとどの様 (かたのかみ)」のことを表していると思われる。この様に記述がそ 候、」として、「駿州方名上」をあげているが、これは前述の「方上

積極的に召しだしている傾向が見られるということである。結論と した宇津木・小幡・八木原など、上州の在地武士と思われる武士を の「安倍郡鷹ヶ峰」の記述は確認できない。では、ここで出てきた と、これは安倍郡ではなく益津郡に属している。つまり、『寛政譜』(②)

安倍郡だけでなく他でも確認できない。次に、「方上」を見てみる

領被下置、御朱印頂戴所持仕候、」として、「方之上」(方上)で天5 「権現様江被召出、天正十年二片山・吉川・方之上於三ヶ所二為本4 「方上」はどうであろうか。『由緒帳』三浦与右衛門家条によれば、

に付けられた、直政の部下である同心衆と直政の知行地の総和のこれは、なぜ四万石と記述されているのか。これについては詳あったと考えられる。この点については後述するので、ここでは詳あったと考えられる。この点については後述するので、ここでは詳あったと考えられる。この点については後述するので、ここでは詳あったと考えられる。この点については後述するので、ここでは詳あったと考えられる。この点については後述するので、ここでは詳あったと考えられる。この点については後述するので、ここでは詳あったと考えられる。この点については後述するので、ここでは詳あったと考えられる。この点については後述するので、ここでは詳しく述べないが、結論を言えば、四万石というのはこれられば表しました。

考えにくい。井伊谷本領との比較からいっても不自然であろう。などを考えると、この時期直政が四万石の知行地を持っていたとは

ついて見ていきたい。

正十年以降編成されていった、直政同心衆の編成過程とその性格に

以上が、関東入部前の直政の状況についてである。次からは、天

地を領していたとは考えられないだろう。

地を領しているのではないか。つまり、直政「自身」の知行地が四万石であったのではないか。『寛政譜』など、後世に編纂されたときの知行地としては、徳川家家臣団内での直政の地位が上昇しており、知行地を拝領している可能性は高いが、本領の井伊谷周辺を合め、知行地を拝領している可能性は高いが、本領の井伊谷周辺を合め、知行地を拝領しているのではないか。つまり、直政「自身」の知行地が四とを指していたとは考えられないだろう。

になったと思われ、のちに彦根藩が立藩し家臣団がほぼ固まってくになったと思われ、のちに彦根藩が立藩し家臣団がほぼ固まってくについて検討していく。(以下「甲州同心衆」と呼ぶこととする。)まず、木俣清左衛門守勝について説明しておく。『由緒帳』によまず、木俣清左衛門守勝について説明しておく。『由緒帳』によまず、木俣清左衛門守勝について説明しておく。『由緒帳』によまず、木俣清左衛門守勝が収集、編成されていったものの中でも木になったと思われ、のちに彦根藩が立藩し家臣団がほぼ固まってくる。(22)によっては、直政の同心衆として編成されていったものの中でも木になったと思われ、のちに彦根藩が立藩し家臣団がほぼ固まってくれば、岡崎出身では、東京には、大田の中でも本になったと思われ、のちに彦根藩が立藩し家臣団がほぼ固まってく

木俣守勝による旧武田家家臣の取り立てについては前述している

ると、家格、石高ともに彦根藩中で最高となる者である。

井伊直政家臣団の形成と徳川家中での位置 団別に、どの様な傾向があるか見てみよう。煎本増夫氏によれば、(3) 正壬午武田諸士起請文』(以下『起請文』と略)に記載されている集(33) 集めたとして、一条、山縣、土屋、原の各組同心衆を中心としたも とおりで、「武田家一条、山懸、土屋、 臣となった駒井政直への家康の本領安堵状を見てみると、「同心被(35) 臣のうち、頭(寄親)の元に編成されていた同心衆について、『天 のかについて考えてみたい。そこで、家康家臣となった旧武田家家 のになっている。では、何故この四組の同心衆が中心となっている 要素となっているということである。では、ここで対象となってい かる。ここで注目されるのは、同心衆においては頭の生存が一つの されている。一例をあげると、この同心衆の頭の一人で、家康の家 同心衆は、 旧武田家家臣で家康に出仕した同心衆の内、頭(寄親)が存命中の 親)は、この天正十年の本能寺の変以後においては、既に死亡して であろうか。前出の煎本氏によれば、この四組の同心衆の頭(寄 る一条、山縣、土屋、原四組同心衆の頭はどの様な状態であったの 官人事」として、同心もそれまでと同様に安堵されていることがわ 同心衆や武田家の直臣層をはずしていった結果として、一条、 の動向についてはよく分かっていない。)結局のところ、頭のいる いることがわかる。(他に、小山田備中衆や後典厩衆があるが、 元の頭の下に再付属される傾向にあるということが指摘 原の各組同心衆を中心としたものになったのではないか 原四組侍勇名有者、」を取り

> 出の『木俣自記』を見てみると、(35) とし、また、『由緒帳』を見てみると、「権現様上意二而土佐(37) 「家康公上意、井伊兵部少輔御取立、 也と、家康公御脇刀を以、某に被仰付、御懇之上意也、 如何、已後大切の合戦有之時、汝直政を補佐し、大功を立へき させらるゝといへとも、直政年若也、諸士無頭陣参の節、此儀 甲州の諸士を以、 直政二付

らの各同心衆はその後どの様に編成されていったのであろうか。

前

被成候而、」として、木俣守勝が甲州侍を家康に取り次ぎ、 起請文 の物頭に就任させていることがわかる。この様に一条・山縣・土 の提出や知行地安堵を受けたことから、その縁を以て守勝を甲州侍 た後、「御奏者仕御礼仕せ候筋目御座候由、惣而土佐御家中江御附 勝)儀甲州侍之物頭二被仰付、」とあり、さらに甲州侍を連れ帰っ

関係も「御附」という言葉が示すように、同じ家康家臣の中での上 あったりと依然として各々家康との間にあり、直政・木俣守勝間の 従関係は、本領安堵を家康から受けたり起請文の提出先が家康で 司と部下のような関係であったということを確認しておく。

のもとにおかれたといえる。しかし、同心衆の土地を媒介とした主

屋・原の各同心衆は、木俣守勝の元で編成され、直政―木俣守勝

「甲州同心衆」 (一条・山縣・土屋・原) という指揮系統

(軍事面)

あったのか。一つの事例としては、天正十三年の信州上田城の真田 対して家康書状が出される。この「同心」であるが、この直政同心 昌幸攻めがある。同年閏八月二十八日、「井伊兵部少輔同心中」に 中への家康書状は木俣家文書として木俣家に伝わっていることから では、木俣守勝支配下の「甲州同心衆」の性格はどの様なもので

と考えられる。

この様に木俣守勝によって、一条、

山縣、土屋、

原の各組同心衆

Ш

そ

を中心とした甲州侍を家康の元に出仕させたのであるが、ではこれ

兵をおさめてかへる」となっていることからも、直政の指揮の元で兵をおさめてかへる」となっていることが窺われる。『寛政譜』によれば、「(天正十三年八月)直政家臣木俣清三郎守勝、松下源左衛門某をして、の軍にしたがはしむ」とあり、「(同年閏八月)直政大須賀康でこの軍にしたがはしむ」とあり、「(同年閏八月)直政大須賀康で、松平康重等とゝもにおほせをうけたまはりて、上田にいたり、この時注目してみる。すると、宛先は「同心中」宛となっており、この時注目してみる。すると、宛先は「同心中」宛となっており、この時注目してみる。ではここで宛先に

の関係はそれほど強くないのではないかと言える。 ではないかと思われる。「甲州同心衆の関係の薄さを表軍しているのではないかと思われる。「甲州同心衆の関係の薄さを表軍しているのではないかと思われる。「甲州同心衆の関係の薄さを表軍していないということがわかる。つまり、ここで「甲州同心出陣していないということがわかる。つまり、ここで「甲州同心出陣していないということがわかる。つまり、ここで「甲州同心出陣していないということがわかる。

このことから考えられることとしては、家康が木俣などの直政同

の大塚の物頭を直接掌握していることから、直政の木俣配下の「甲州心衆の物頭を直接掌握していることが推測されるのであれた集団も同様であったのでないかと言うことが推測されるのであれた集団も同様であったのでないかと言うことが推測を直接掌握していることから、直政の木俣配下の「甲州心衆の物頭を直接掌握していることから、直政の木俣配下の「甲州心衆の物頭を直接掌握していることから、直政の木俣配下の「甲州心衆の物頭を直接掌握していることから、直政の木俣配下の「甲州

ついて見ていきたい。一例として『由緒帳』齋藤半兵衛家条を見て

③直政が主体となって編成した旧武田家家臣

する。

する。

は、木俣守勝などが主体となって編成したと思われた「甲州同心衆」とは別に、直政が主体となって編成したと思われた「甲州同心衆」とは別に、直政が主体となって編成したと思われた「甲州同心衆」とは別に、直政が主体となって編成しその指揮下においでは次に、木俣守勝などが主体となって編成しその指揮下におい

きに、直政の取り次ぎを受けていることがこれからわかるだろう。 がわかる(同表)。つまり、これらの「家臣」が家康に出仕すると 印状について見てみると、ほぼ直政が奉者として関与していること があるのだろうか。ここで、これらのもの達に家康から下された朱 衆には限っていないということがいえる。では、他にどの様な特徴 もの達に関しては、特に前述の一条・山縣・土屋・原四組の各同心 を見ることが出来る(表1)。つまり、この「家臣」とされている 以外にも、御蔵前衆・二十人衆・駿河衆など、他の衆に属する人物 属衆を調べてみると、前述の一条・山縣・土屋・原四組の各同心衆 していたと思われるが、ここではこの十三名を材料にして見てい く。この十三名について、『起請文』等に記載されている衆別に所 は特に朱印状が残っている者であって、その外にも多くの者が存在 て、山下内記以下十三名を「家臣」としてあげている。この十三人 内記某、(中略)河野内記某等に各采地の御朱印を下さる。」とし れていったかについてみてみよう。『寛政譜』によると、「家臣山下 次に、どの様にして直政「家臣」として編成されていったのかに では、最初にどの様な性格を持った武士達が「甲州衆」に編成さ

57

『寛政譜』に「家臣」として記載されている旧武田家家臣 表 1

人名	所属衆	日付(天正)	貫高	被官など の有無	奉者	子孫
山下内記	御蔵前	10. 8.20	81貫200文		井伊兵部少輔直政	井伊家家臣
		11.後 1.14	336貫200文			
河西喜兵衛充良	二十人	10.11. 8	47貫800文		井伊兵部少輔直政	井伊家家臣
神戸平六		10.11.17	43貫500文		井伊兵部少輔直政	井伊家家臣
三浦彌一郎	(駿河)	10.11.26	73貫650文		井伊兵部少輔直政	井伊家家臣
渡邊式部丞吉繁		10.11.27	50貫文		井伊兵部少輔直政	井伊家家臣
齋藤半兵衛昌賢	(駿河)	10.11.27	46貫500文		井伊兵部少輔直政	井伊家家臣
石黒将監	山縣	10.11.28	77貫800文		井伊兵部少輔直政	井伊家家臣
		11. 9.28			井伊兵部少輔直政	
功刀介七郎	(原)	10.12. 3	3貫100文	被官	井伊兵部少輔直政	井伊家家臣
成島勘五郎宗勝	山縣	10.12. 7	9貫700文		井伊兵部少輔直政	井伊家家臣
岡市丞	一条	10.12. 9	4貫文		井伊兵部少輔直政	井伊家家臣
早川彌三左衛門尉 (幸豊)	前土屋	11.後 1.14	39貫文			井伊家家臣
廣瀬美濃守景房	山縣	11. 9.28	129貫文		井伊兵部少輔直政	井伊家家臣

『新訂寛政重修諸家譜』、『徳川家康文書の研究』、『濱松御在城記』他の「天正壬午武田諸士起請文」より 作成。

れる。 関与したものの中から、 る。 罷合申由候」として、直政がこのことに関与している様子が窺え 願っているものである。 井忠次・井伊直政も同席の上で、 家康に安久の高名と取りなしを 座所ニ而 の関わりは、天正十年八月二十二日付の朝比奈泰重書状の中に見ら 人物であるので参考までに見てみよう。三浦十左衛門安久と家康と 三浦十左衛門は朝比奈泰重の願い上げの元に、酒井忠次・井伊直政 が挙がっているように、今川家の重要な家臣であったが、この書状 要な位置付けがされる様な家臣であったことが指摘できる。 の取り次ぎを以て家康の家臣となっていること、今川家にとって重 に見られるように家康に仕官していることがわかる。この例では、 これらのことから、 元々、今川氏真の朱印状を所持し、 この中で、「安久御高名の旨、左衛門尉・井兵も御前ニ、 殿様へ不大形義差合申之由、」として、 直政が奉者として或いはその他の別の機会に また、「猶以 直政が主体となって、自分に付属するもの 殿様御前にて井兵も念を入 家康の御前で個別的に名前 朝比奈泰重が 酒 御

みると、「天正十年権現様へ直政様祖父半兵衛義御借し被遊被下置(⑴) 候様にと言上被為遊、御借人に而御家へ罷出候、」として、

直政

料は確認できないが、では直政の元に付属される前はどの様な存在 れていることがわかる。今のところ、これ以外に編成過程を表す史 家康への願い上げにより、半兵衛が「御借人」として直政に付属

であったのか見ていきたい。ここでは、三浦十左衛門について取り

前述の「家臣」とされる十三人の「甲州衆」の中には

が異なるが、後に「駿河衆」として同心衆とは別に位置づけられる 含まれておらず、また元今川家家臣であるので「甲州衆」とは性格 上げてみる。

という言い方もされている。そしてここでは、特に武田家で属して58 その方法としては、家康より「御借」するというもので、「御借人」を選ぼうとしていた傾向があるのではないかということがわかる。

いた衆は、一条・山縣・土屋・原の四つの同心衆に限られたもので

「甲州同心衆」のように集団的ではなく、個別的に付属されているけであったなど、別の要因によって選別されていると言え、 またはなく、三浦十左衛門の例に見られるように今川家で重要な位置付

傾向にあると言えるだろう。

よって呼び方が違うのであって、本質的には家康家臣でありながらは家康によって付属されたという、行為の施行者と対象の違いにした主従関係は家康との間で結ばれており、直政自身の家臣とはなっていない。これは、先程から出ているように「御借人」と呼ばなっていない。これは、先程から出ているように「御借人」と呼ばなっていない。これは、先程から出ているように「御借人」と呼ばなっていない。これは、先程から出ているように「御借人」と呼ばなって呼び方が違うのであって、本質的には家康家臣でありながらしたまって呼び方が違うのであって、本質的には家康家臣でありながらいます。

んど見ることが出来ない。 の同十八年までの間で、直政家臣として仕えた記述や史料等はほとら同十八年までの間で、直政家臣として仕えた記述や史料等はほと状などをもらっているが、それ以後(天正十八年までに)直政の所領安堵る。また、「家臣」とされる十三人についても、家康よりの朱印状る。また、「家臣」とされる十三人についても、家康よりの朱印状

直政の元で軍事行動などを行うという点では同質であると考えられ

う身分で、直政とは主従関係がないといえる。しかし、前出の「甲つまり、ここでも直政に付属させられたもの達は「御借人」とい

致欠落百姓、何も如前々可帰事、」として、前年の年貢の未進や百「去年之未進、しやめんせしめ候間、」として、また「国替ニ付而、

に天正十九年と推定される五月三日付井伊直政黒印代4′によると、

では、直政の知行地における領主的側面を見てみよう。まず最初

廻り等に位置づけられたのではないかと思われる。 州同心衆などの物頭の指揮下の同心衆よりは上位であり、直政の馬がら、位置付けとしては木俣守勝など物頭よりは下位であるが、甲直政編成の同心衆の構成員はそのような記述は全く見られないことる。家康から付属された木俣守勝などは物頭となっているが、このあるということであり、より直政との距離が近い関係であると言えあるということであり、より直政との距離が近い関係であると言え知り心衆」の場合と違うのは、直政―「甲州衆」という指揮形態で

天正十八年の家康の関東入部と直政家臣団の形成

①直政の知行地拝領

 後に行われたようであるから、直政が領主として存在していた間は(48) 身による私検地であると思われる。代官衆による検地は直政の転封

きるだろう。ただこれは、家康の代官衆による検地ではなく直政自

てはいけないというものである。つまり、領主として最も重要であ 耕作を止めてはならないし、③「諸給人」の知行方を今までと替え せるというもの。②「なはうち」するからと言って、それを理由に ①「拾貳万貫文之都合」を「あらたむへきため」に「なはうち」さ 「なはうち」することに対する定めを出したものである。内容は、 する井伊直政定書によれば、領内の上野国群馬郡濱尻村に対し、 遣っていることがわかる。また、慶長元年四月十八日付の検地に関 連して、自分の領内統治に関して、新たな領主として在地に気を 姓の欠落について赦免するなど、前年の家康の関東への国替えに関

が出されている。これらの三人の家臣は元々家康家臣で直政に付属(4)

可為

より直政の家臣の鈴木重好・木俣守勝・西郷正員に対して連署奉書

と、直政家臣の三浦安久が家康の元に呼ばれて拝謁し、江戸年寄衆

直勝であることがわかる。また、年不詳であるが直政生存時のもの

れており、この時点で「奉公」の対象が家康ではなく、直政の嫡子 御奉公肝要候旨直ニ被仰付候、」として、「奉公」という言葉が使わ された者であるが、この中で、「右近殿(直勝)へ各御奉公、

と思われる三浦十左衛門宛て近藤秀用書状がある。この時の近藤秀

との関係は、主従関係の上では同じ家康家臣として同列であり、そ

係が、関東入部以降どの様に変わったのか、または変わらなかった 下があったとしても主従関係ではなかった。その直政と同心衆の関 の中でいわば上司と部下とのような関係であり、指揮系統として上

のかについて見ていこう。

慶長七年 (一六〇二) 二月一日、

直政が近江国佐和山で死去する

る自己の領内の把握を、この時点で行っているということが確認で

59

係があるのは家康との間で、その点では直政も同様であった。直政

関東入部以前は直政と同心衆の間では主従関係がない。

主従関

ていることがわかる

井伊直政家臣団の形成と徳川家中での位置 ②直政同心衆との間での主従関係の変化 などの領内統治に関する施策が行われ、領主として領内統治を行っ 直政による検地のみということになる。 について見ていきたい。 この様に、箕輪に転封して以後、直政によって領内に対する検地 では次に、前述した直政の同心衆と直政との間での主従制の変化

最初に家康の関東入部前の状況を確認しておく。繰り返しになる

存候、」として、「付人」である三浦安久が、直政に対して「御奉 は後述するが)、この中で「其元御息災ニ而御奉公被仕候由目出度 用は直政の家臣になることを拒否して浪人中であり(それについて 変化しつつあると言えるだろう。 政生存中には主従関係が家康との関係から直政との間での関係へと 公」していることが窺われる。つまり関東入部以降、少なくとも直 では、これらの家臣の性格であるが、まず関東入部以前につい

みてみる。既に述べたとおり、一つの性格として「物主」と言われ 同心衆を統括する頭としての性格がある。また、他の性格

についてみてみると、天正十八年の小田原の陣の時のものであると

思われる三浦十左衛門宛て書状が二通ある。これを見ると、まず四思われる三浦十左衛門宛て書状が二通ある。これを見ると、まず四思われる三浦十左衛門宛て書状が二通ある。これを見ると、まず四思われる三浦十左衛門宛て書状が二通ある。これを見ると、まず四思われる三浦十左衛門宛て書状が二通ある。これを見ると、まず四思われる三浦十左衛門宛て書状が二通ある。これを見ると、まず四思われる三浦十左衛門宛て書状が二通ある。これを見ると、まず四思われる三浦十左衛門宛て書状が二通ある。これを見ると、まず四思われる三浦十左衛門宛て書状が二通ある。これを見ると、まず四思われる三浦十左衛門宛て書状が二通ある。これを見ると、まず四思われる三浦十左衛門宛て書状が二通ある。これを見ると、まず四思われる三浦十左衛門宛て書状が二通ある。これを見ると、まず四思われる三浦十左衛門宛て書状が二通ある。

 下の地位に位置づけられるような位置であったのだろう。

本石□□(見殿)・木俣土佐殿・人々御中」となっており、鈴木・木石□□(見殿)・木俣土佐殿・人々御中」となっており、鈴木・大石□□(見殿)・木俣土佐殿・人々御中」となっており、鈴木・大石□□(見殿)・木俣土佐殿・人々御中」となっており、鈴木・大石□□(見殿)・木俣土佐殿・人々御中」となっており、鈴木・大石□□(見殿)・木俣土佐殿・人々御中」となっており、鈴木・大石□□(見殿)・木俣土佐殿・人々御中」となっており、鈴木・大石□□(見殿)・木俣土佐殿・人々御中」となっており、鈴木・大石□□(見殿)・木俣土佐殿・人々御中」となっており、鈴木・大石□□(見殿)・木俣土佐殿・人々御中」となっており、鈴木・大石□□(見殿)・木俣土佐殿・人々御中」となっており、鈴木・大石□□(見殿)・木俣土佐殿・人々御中」となっており、鈴木・大石□□(見殿)・木俣土佐殿・人々御中」となっており、鈴木・大石□□(150)・木俣が上げるではおります。

家康公江訴之、(後略)」 質争論、家中二ツニ分れ騒動不止、□方共ニ伏見ニ行、(台頭)質争論、家中二ツニ分れ騒動不止、(欠) 不石見守に引渡す、然る所鈴木と西郷伊豫・椋原壱岐并諸士確 「一、慶長十一年丙午、守勝病身たるを以直継ニ申、国政所務鈴

61

年寄衆被仰付候由承候、右京殿(守勝子)御沙汰何共不承候、是 何と申たる御事に候哉、」として、当時井伊家の家督を継いでいた

こと、守勝の家督を継いだ木俣右京にはその仰せがなく、驚きを隠 兄直勝の家中の仕置について、駿府年寄衆より人事の仰せがあった せない様子が述べられている。また、「右京を御のけ候事、 兵部様 (直勝)御ちかひの様ニ」として、右京を登用しないということが

当主である直勝の意向であるが、それは自分も含めた周りの意志と いては、この時の井伊家当主である直勝の意志が反映されている 反しているということを示唆している。これは、井伊家の仕置につ

が、しかし、その決定に対しては、駿府年寄衆より、つまり家康に

だろう。 家康によって規定される性格を持っていたということが考えられる よって決められたということが窺われる。これにより、井伊家中は

両代覚書写」という史料がある。この近藤氏とは、前述の井伊谷三 に書かれ、天明八年(一七八八)に写されたとされる「近藤石見守 の様な意向を持っていたのか見てみよう。享保十七年(一七三二) 次に家康よりの「付人」について、直政直臣化へむけて直政がど

いて書かれたものである。これによると、 「(関東入部の) 其節家中一同ニ大分之加増之沙汰有之ニ付、 依

に

『寛政譜』を見てみよう。

人衆の内の一人である近藤家のことで、近藤康用・秀用の二代につ

之直政先ツ権現様江言上申候ハ、今度御加増所替故、付人衆中 事有之候而も軍役相勤申候事難成と被申候故、権現様御承引之 立帰り申候ハヽ、拙者家来ノ多ハ御付人故ニ候得は、明々日何 御旗本江立帰り申度と申候而茂御帰シ被下間敷候、若シ旗本江

て、

上、成程縦ひ旗本江立帰り願申候共帰し申間敷と被仰候上ニ

として、家康の関東入部に際して直政の所領が増加するが、 する対応を見てみると、 本復帰を認めないようにと言上している。また、逆に「付人」に対 で、相応の軍役を務めることが難しくなるとして、家康に対して旗 い。しかしこれを認めると直政の家臣団は「付人」主体であるの 会に直政の元を離れて旗本に復帰しようとする者が出るかも知れな この機

「直政家中一同ニ御付人衆中江被仰渡候ハ、今度所替ニ而関東江 引越申候、各々御旗本江立帰り被申度衆中は勝手次第立帰り可 申候と被申候所、(後略)」

ことに対して、江戸中期の人がどの様に考えていたのかがわかるの 断しがたいが、参考程度として「付人」が直政の家臣となっていく 示したとしている。実際にこれらのことが為されたのかどうかは判

として、「付人」に対しては旗本復帰を自由に認めるという態度を

ではないかと思われる。 ては、後に旗本となった近藤秀用の例である。近藤秀用は井伊谷三 人衆の一人であり、家康によって井伊直政に付属されていた。最初 また、直政の家臣への編入を拒否した例もある。まず一つ目とし

「(天正) 十九年陸奥国九戸一揆にも直政に属して彼城を攻、(中 (季用々) のち秀用は御麾下の士に列せん事を請て直政が許を退去 男秀用がもとに寓居す。慶長七年めされて台徳院殿につか

たてまつり、上野国邑楽郡青柳にをいて采地五千石をたま

ひ、鉄炮の足軽五十人をあづけらる。」

考えると、「付人」の去就には家康の許可が必要であったことが窺えた。 大田輝政の口添えがあったと言われているとしており、その後直政の によれば、その後慶長八年には家康の勘気もとけたが、その背景に は池田輝政の口添えがあったと言われているとしており、直政の元 がらの退去は家康の許可なしの退去であったことがわかる。これに 関連して、井伊谷三人衆の一人である鈴木重好は、『水府系纂』に よると、後に家康によって、井伊家を出て家康六男の松平忠輝の家 そとなり、忠輝改易後は水戸徳川家の家老となっている。『引佐町史』 として、天正十九年の九戸陣までは直政の元におり、その後直政の そえると、「付人」の去就には家康の許可が必要であったことが窺

われる。

に、井伊谷三人衆の直系がどこも残らなかったことからも、井伊谷なるのを拒否したのではないかと思われる。結局、後の彦根藩の中の軍事組織内にいたとはいえ、独立的な性格が強く、直政の家臣にも軍役を負担できるほどであったものと考えられるから、元々直政

二つ目としては、家康の関東入国以降八王子に住み、その後良人は他の事例も見てみよう。 以上これは、直政の「付人」から旗本に復帰した例であるが、で

三人衆の独立的な性格が窺われる。

正つ目としては、家康の関東入国以降八王子に住み、その後浪人した山下内記の例がある。この山下内記は、旧武田家家臣で天正十年の武田家滅亡後に家康の家臣となり、直政に付属された者で、前年の武田家滅亡後に家康の家臣となり、直政に付属された者で、前述の通り武田家では「御蔵前衆」に属しているから、直政主体の付述の通り武田家では「御蔵前衆」に属しているから、直政主体の付述のかかる。これは、家康の関東入部後のことであると思われるが、直政の所領は上野箕輪であり八王子は特に直政の所領とはなっていない。つまり、関東入部後に直政の元を退去して八王子にいたのではないかと考えられる。その後、子の又右衛門は幼い頃に内記が死に、跡目相続が許されなかったので、大坂夏の陣まで甲州に引きこに、跡目相続が許されなかったので、大坂夏の陣まで甲州に引きことっている。ここで、どの様な理由で跡目相続が許されなかったので、対東の関東入国以降八王子に住み、その後浪人に山下内記の例がある。この山下内記は、旧武田家家臣で天正十年の武田家が立るとは家康の爵しなかったのだろう。

る。近藤秀用の例から考えると、さらに天正十九年の九戸陣以降で関係が家康との関係より直政との関係に変化していったことがわか以上のように、家康の関東入部以降、直政の死去以前には、主従

る。この様に、元々井伊谷に所領を持った在地領主として、単独で

られる。つまり、詳細不明の家臣の多くは箕輪・高崎時代に仕え始て以降それほど時が経っていない時分の家臣団を表していると考え領が慶長五年の関ヶ原の戦い以降に近江国佐和山に十八万石で移っ

い家臣も多い。ただ、この分限帳の年代が正しければ、井伊家の所

家を飛び出た者もいたものと思われる。ば同様に直政の家臣へと移行していったものと思われ、中には井伊く、その下の同心衆に関しても山下内記の例に見られるように、ほあるとも考えられる。また、井伊家家中での上級家臣ばかりでな

③同心衆以外の直政家臣団の増加

に出仕したものと思われる家臣が多く見られる。また『井伊年譜』であるが、その由緒を見てみると、ほぼ後北条氏に仕えていたことであるが、その由緒を見てみると、ほぼ後北条氏に仕えていたことであるが、その由緒を見てみると、ほぼ後北条氏に仕えていたことと呼ばれるような家臣達がいることがわかる。人数的には三人ほどと呼ばれる。さらに『井伊年譜』では、「上州衆」でなくとも、『由外ほどいる。さらに『井伊年譜』では、「上州衆」でなくとも、『由外ほどいる。さらに『井伊年譜』では、「上州衆」でなくとも、『由外ほどいる。さらに『井伊年譜』では、「上州衆」でなくとも、『由外にないる。また『井伊年譜』に出仕したものと思われる家臣が多く見られる。また『井伊年譜』では、「大田原衆」と呼ばれる。また『井伊年譜』三つ目に、関東入部以前からの同心衆以外にも、箕輪に於いて直三つ目に、関東入部以前からの同心衆以外にも、箕輪に於いて直三つ目に、関東入部以前からの同心衆以外にも、箕輪に於いて直

や「慶長七年分限帳」と呼ばれる分限帳中で、特に詳細がわからな武士を積極的に登用している姿が見られるだろう。また、『由緒帳』とから、後北条氏旧臣という由緒は語っていないが、上野国の在地とから、後北条氏旧臣という由緒は語っていないが、上野国の在地に出仕したものと思われる家臣が多く見られる。また『井伊年譜』井衆」、「その他(上州)」など、上野国出身か箕輪・高崎在城時代井衆」、「その他(上州)」など、上野国出身か箕輪・高崎在城時代

的に家臣を召し出していったと言えるだろう。れとも他国の浪人等であるかはわからないが、関東入部以降に積極めた者が多いのではないか。それが上野の在地武士であるのか、そ

四 まとみ

大田子での旧領を戻されたものと思われる。
 大田子での出領を戻されたものと思われる。
 大田子での井伊家の姿が見られるが、その後、家康によって井伊谷が占しての井伊家の姿が見られるが、その後、家康によって井伊谷が占むる。直政は家臣の養子となるなどしていたが、天正三年(一五七なる。直政は家臣の養子となるなどしていたが、天正三年(一五七なる。直政は家臣の養子となるなどしていたが、天正三年(一五七なる。直政は家臣の養子となるなどしていたが、天正三年(一五七なる。直政は家臣とまります。

まり、約十一年間という短期間に、徳川家中で最も高い位置までにして、同十八年には徳川家中で最大の所領を有するまでになる。つ認できない。これ以降、政治的な表舞台に出てきたと考えられ、そ史料が見られるようになる。逆に同年までの間では、史料上では確なったのかであるが、天正七年を期に「直政」の名前が確認できるなったのかであるが、天正七年を期に「直政」の名前が確認できるなったのような中で、直政がいつ頃から政治の舞台に登場するように

関東入部までは、直政の軍事的主体としては家康直臣の同心衆であげられるだろう。本論考で示したように、天正十年から同十八年のかを考えてみたい。一つの要因として、直政の「家臣団」編成があでは、何故直政が徳川家中で最大の所領を有するようになったの

昇り着いたと言えるだろう。

るが、他にも補佐として家康家臣を「御付人」として付属されてい

は元々家康直臣であり、直臣層の一部が家康家中より「分出」した との繋がりが強く、そのまま反対勢力とは成りにくい。「御付人」 ま反抗勢力となった。これに対して、直政配下の「御付人」は家康 家康家臣がその上位の主家である家康に反抗した場合には、そのま はある種独立した自身の家臣団を有していた。これは、主家である 代、家康に反抗した家臣は、自身の軍事的権力基盤として家康より 直政などの主家に対して補佐と共に規制する性格ももつ。三河時

> 質であり、このことが、後に譜代大名の筆頭という位置付けを与え 組織、徳川家から「分出」したような家臣組織が井伊家家臣団の性 を与えられた榊原康政・本多忠勝の家臣団も「御付人」主体という られて成立した「譜代大名」の家臣団編成とも異なっており、どち ほぼ同様の性格の家臣団構成をしており、「格別の家柄」の家とし いないが、この井伊直政家臣団と同様に、関東入部時に十万石以上 らかというと御三家などの家臣団編成に近い。また、今回は触れて り安定した権力基盤となりうる「大名家」家臣組織として存在して し、逆に家の当主の意志がより制限されると言う、家康にとってよ 井伊家独自での任免権は、この範囲では無かったと思われる。つま 置」を司る等の要職における任免権も駿府の家康側が握っており、 て江戸時代優遇された。結局、この家康にとってより安定した家臣 いたと言えるだろう。この形態は、後に小身から大名へと取り立て り井伊直政家臣団は、関東入部以降、家康自身の意志がより貫徹 ような性格を持っていたと考えられる。また、井伊家中での「仕

ている存在と言える。逆に考えると、直政の同心衆に対する統制力

接の命令下で行動することもある。つまり、家康より直接掌握され

直政が置かれているが、場合によっては直政不在でも家康よりの直 の「物主」となっている。木俣守勝の指揮系統上の上位者としては 原・一条・山縣・土屋の各同心衆を出身母体とした「甲州同心衆」 がいるが、木俣守勝の事例を見てみると、木俣守勝は武田家旧臣の る。代表的な「家臣」としては木俣守勝・椋原正直・西郷正員など

られる一要因となっていると考えられるのである。

人」は、特に初代や二代においては家康家臣としての自覚が強く、 家である家臣と陪臣共に家康との繋がりが強い。また、この「御付 りも主家との関係がより優先されるのに対して、井伊家の場合は主 身のみという一側面における繋がりだけで、陪臣においては家康よ と直政、家康と木俣守勝などの「御付人」という二つの繋がりをも

いったと考えると、直政家中と家康とは二重の側面、すなわち家康 言える。この形態を基本として、関東入部後に直政家臣に移行して はそれほど強くなく、木俣守勝などの実質的な統制の上に乗る形と

つ。三河譜代と呼ばれる在地領主出身の譜代家臣が、家康と家臣自

2 煎本増夫a『幕藩体制成立史の研究』雄山閣 (1) 北島正元『江戸幕府の権力構造』岩波書店 一九六四

- 煎本増夫b『戦国時代の徳川氏』新人物往来社 一九九八
- 3 (4) 煎本増夫「初期江戸幕府の大番衆について」『日本歴史』一五五

九六一

(6) 小池進『江戸幕府直轄軍団の形成』吉川弘文館 二〇〇一 (5) 根岸茂夫『近世武家社会の形成と構造』吉川弘文館 二〇〇〇

8 から、井伊谷や三河国吉田などに所領を与えられて、 井伊谷城の勤番 に、今川家臣であったが徳川方について井伊谷への手引きをしたこと

(7) 続群書類従完成会編『寛永諸家系図伝』(以下『寛永譜』と略) 第八

直政・直孝』(以下『直政・直孝』と略) 頁十二 史料二)

- 9 続群書類従完成会編『寛政重修諸家譜』(以下『寛政譜』と略) 第十
- 10 臣各々に対して提出させた、井伊家と関わりを持った前後からの由緒 この『侍中由緒帳』は、彦根藩において元禄四年(一六九一)に家
- 11 を書かせたもののうち、士分以上の者が提出したものである。 鈴木平兵衛家条(彦根城博物館編『彦根藩史料叢書 侍中由緒帳四』
- 12 と略)頁六三二 史料一五二五 蜂前神社文書『静岡県史 資料編七 中世三』(以下『静県史資七』

(以下『由緒帳』と略)一九九七)

- 13 家文書』 群馬県立文書館撮影本 以下『由緒帳 撮影本』と略) 菅沼次郎右衛門条 彦根城博物館所蔵『侍中由緒帳』(『高崎藩井伊
- 14 (15) 旧井伊谷村役場文書『静県史資七』頁九七三~九八○ 史料二二九 九~二三〇一 竜潭寺文書『静県史資七』頁八九九 史料二〇二八
- 16 仲井文書『静県史資七』頁九八一~九九一 史料二三〇四~二三〇
- 18 (17) 小出文書『静県史資七』頁九九三~一〇〇六 史料二三一一~二三 鈴木重信氏旧蔵文書『茨城県史料 中世編Ⅱ』(以下『茨県史中Ⅱ』
- 19 と略) 頁四四一 史料六 竜潭寺文書『静県史資七』頁八九八 史料二〇二四

木俣家文書(東京大学史料編纂所架設影写本 中村不能齋編 『井伊

65

- を仰せ付けられた三人である。 一巻 井伊直政条 この丼伊谷三人衆は、永禄十一年、家康が遠江へ進攻し始めるとき 井伊直政条
- ると思われる。しかし、東京大学史料編纂所架設の木俣家文書影写本 政条に、天正十一年のこととして同史料の内容を載せていることによ などでも同年に比定されている。これは、『寛政重修諸家譜』の井伊直 十一年に比定されている。このほかにも、中村孝也『家康文書の研究』 ある天正七年に比定しておくが、詳細については今後の課題である。 ため、ここでは家康が遠江を支配し、信州高遠関係で出陣の可能性が を見てみると、明らかに「卯」年であり、天正十一年は「未」年である この史料の年代比定については、中村不能齋の同著においては天正
- 22 『寛政譜』十二巻 井伊直政条

(21) 中村孝也『家康文書の研究 上巻』(日本学術振興会 一九五八) よ

- 23 『寛永譜』八巻 井伊直政条
- 24 「木俣土佐紀年自記」『大日本史料』第十一編之三

頁一〇五

- 25 木俣清左衛門家条『由緒帳一』 上州の在地領主であった長野信濃守業正の子、 出羽守業親の嫡子で
- 家康、その後直政に出仕した例がある。

ある十郎左衛門業実が、長野家没落後に直政のつてで天正十年以前に

- 27 河手主水家条『由緒帳三』
- 29 28 現静岡県焼津市 加藤彦兵衛家条『由緒帳四』
- 30 三浦与右衛門家条『由緒帳二』
- 31 『寛永譜』 松井康親条
- の。詳しくは、(柴辻俊六「「天正壬午甲信諸士起請文」の考察」古文 請文を提出した者を、武田家内での所属集団別に名前を書き上げたも 天正十年八月から十二月にかけて、旧武田家家臣で家康に対して起 木俣清左衛門家条『由緒帳一』

書研究三 一九七〇)参照。

35 34 駒井政直宛家康朱印状『徳川家康文書の研究』上巻 頁三五四

煎本増夫

前掲b 頁一九五

- 36 「木俣土佐紀年自記」『大日本史料』第十一編之三 頁一〇五
- 37 木俣清左衛門家条『由緒帳一』
- 38 『直政・直孝』 頁十五 史料五
- 39 『寛政譜』十二巻 井伊直政条

『寛政譜』十二巻 井伊直政条

40

- 41 齋藤半兵衛家条「井伊家家士由緒譽妙」『甲斐叢書』所収
- 42 門を中心に-」彦根城博物館研究紀要第十二号 二〇〇一)に詳しい。 三浦十左衛門については、(頼あき「旧今川家臣の系譜-三浦十左衛

三浦十左衛門家文書『彦根城博物館古文書調査報告書七』(以下『報

43

- 44 告書七』と略)頁七八 史料B五 川田貞夫「徳川家康の関東転封に関する諸問題」曹陵部紀要一四
- 45 史料十三) 堀口文書 東京大学史料編纂所架設影写本(『直政・直孝』 頁二八
- 46 三 史料二〇)同日付・同内容で群馬郡、中大類・同下大類にも出さ 中村不能齋収集文書 東京大学史料編纂所所収(『直政・直孝』 頁三

れている(高井和重家文書、群馬県立文書館所収撮影本)。

- 47 煎本増夫 前掲a
- 封されている。 頁三三五 史料九七、井伊直政は慶長六年始めには近江国佐和山に転 「慶長六年十一月 群馬郡善地村検地帳」『群馬県史 資料編一〇』
- (49) 三浦十左衛門家文譽『報告譽七』頁四二 長五年」ではなく「慶長七年」であろう。 史料七 この史料は
- 50 三浦十左衛門家文鸖『報告鸖七』頁八九 史料B一四
- 51 「近平右」として天正十九年以降井伊家を退去した近藤秀用がおり、 ま ての解説では慶長五年の関ヶ原の戦いの時のものであるとしているが、 この二通の曹状について、『報告書七』の三浦十左衛門家文書につい

52 の時の方が適切ではないかと思われる。

た書状の時期が四月であり「城中」「落居」などの文言から小田原の陣

- <u>53</u> 三浦十左衛門家文書『報告書七』頁五六 三浦十左衛門家文書『報告書七』頁五五 史料四五
- 54 鈴木重信氏旧蔵文譽『茨県史中Ⅱ』頁四四三 史料一一

鈴木重信氏旧蔵文書『茨県史中Ⅱ』頁四四二 史料一○

56

55

- 「木俣土佐紀年自記」 内閣文庫所収文書
- 木俣家文書 同前『直政・直孝』直孝編史料五 頁六六 勘兵衛、伊予守、正員の子。父正員は慶長九年卒(『由緒帳』)

58 57

- 59 木村家文書 『静県史資九』頁八一三 史料三三七
- 60 引佐町編『引佐町史 上巻』一九九二 頁六七二
- 61 「水府系纂」彰考館所収 茨城県立歴史館撮影本を使用。
- 63 62 菅沼忠久の嫡孫勝利・近藤秀用は旗本に復帰し、 鈴木重好は水戸家 今泉家文書 『引佐町史 上巻』 頁六九三
- 64 山下又右衛門家条『由緒帳

の家老になっている。

- <u>65</u> 書館撮影本) 井伊家文書 彦根城博物館所蔵(『高崎藩井伊家文書』 群馬県立文
- 66 これについては再検討する必要があるだろう。 部将は後北条氏旧臣について積極的登用はしなかったとしているが、 煎本増夫氏は、その著書(前掲a 頁一四八) において、 徳川直臣